

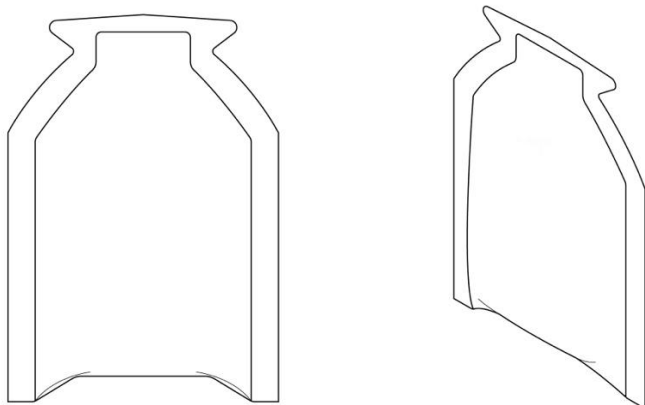
2022年9月5日

オリヒロ株式会社
オリヒロブランド株式会社

オリヒロパウチゼリー形態が「立体商標」登録

～容器の形状だけで商品が分かる、数少ない事例～

オリヒロ株式会社は、2010年(平成22)年より販売しております“ぷるんと蒟蒻ゼリーパウチ”の形状を、「立体商標」として日本における商標登録の出願をしておりましたが、このたび、2022(令和4)年7月29日付で特許庁により登録されました(登録番号 第6594068号)。



立体商標とは、1996年(平成8年)の商標法改正により設けられた、トレードマークやサービスマークなどの平面的な商標とは異なる、商品やサービスを特定する立体形状を「商標」として登録し、保護する制度です。

登録された「立体商標」には、立体物に文字やロゴなどの図形が印刷されているものが多く存在しますが、このたびの“一口タイプの蒟蒻ゼリー”については、文字や図形が表示されていない食品容器として登録された、数少ない事例になります(*1)。

つまり、ロゴや文字が印刷されていなくても、容器をひと目見ただけで、“オリヒロの蒟蒻ゼリー”と認識できることが公的に認められたこととなります。

オリヒロは、これからも安心・安全を追求したTパウチ形態のデザインやコンセプトを大切にしながら、さらにおいしく、価値のある商品を開発し、皆さまにお届けしてまいります。



(*1)これまで、文字や図形のない食品容器が「立体商標」として登録された代表的なものは、「コカ・コーラ」の“コンツアーボトル”（ガラス製ボトル）や、「ヤクルト」の“ヤクルトプラスチック容器”があげられます。

以上